

任意継続組合員加入申出に関するQ&A（事務担当者用）

1 任意継続組合員制度について

① 任意継続組合員と国民健康保険の主な違いはどのような点ですか？

掛金の算定方法、加入できる期間等に違いがあります。どの健康保険に加入するかは、組合員の状況により異なり、ご自身で判断されることになります。詳細はリーフレットに記載していますので、組合員へご案内ください。

② なぜ任意継続組合員になると、掛金が現職時の2倍程度になるのですか？

現職時は、掛金を雇い主と組合員で折半しています。退職により、雇い主との折半ではなくなるため、その分を組合員が負担することになります。

2 加入要件について

① 退職後に時間講師として任用され、資格が継続する可能性もありますが、事前受付に申し込むことはできますか？

資格が継続する可能性がある場合は申込できません。資格継続の可能性がなくなった時点で、お申し込みください。

② 任用開始日が令和7年4月1日以降で令和8年3月31日退職の場合、任意継続組合員に加入できますか？

退職までに引き続き1年1日以上、公務員共済組合の組合員期間が必要であるため、加入できません。ただし、他の公務員共済組合から引き続き組合員となったときは、元の組合期間を通算します。

③ 任用開始日が令和7年9月1日であり、それ以前に1年間、公立学校共済組合の任意継続組合員の期間がある場合、任意継続組合員に加入できますか？

退職までに引き続き1年1日以上、公務員共済組合の組合員期間が必要ですが、組合員期間には任意継続組合員であった期間は含まれないため、加入できません。

3 加入申出手続について

① 受付期間に間に合わない可能性があるため、所属所を経由せずに組合員が提出してもいいですか？

所属所を経由して提出することが原則です。

② 事前受付の締切りに間に合わない場合、どうしたらよいですか？

当初受付での対応となります。退職日から起算して20日を経過する日までに申出書が共済組合に届くようご提出ください。

4 医療機関の受診について

① 任意継続組合員に加入後、すぐに病院を受診したい場合、どうしたらよいですか？

マイナ保険証を保有している方は、退職日以降も、マイナ保険証でこれまでどおり受診できます。

マイナ保険証を保有していない方は、公立学校共済組合が掛金の入金を確認後、資格確認書を順次組合員自宅宛て送付します。

送付された資格確認書を医療機関等に提示することで保険診療を受けることができます。

なお、公立学校共済組合が掛金の入金を確認できるまでには入金後概ね10日程度かかります。受診までに資格確認書が手元に届くよう、ご自身の受診予定を踏まえ、早めに納付するよう組合員にご案内ください。

資格確認書が受診までに手元に届かない場合は、一時的に10割負担でお支払いいただき、4月中に、医療機関の窓口で払い戻し手続をしていただくか、短期給付担当に療養費の請求をすることになります。